

墨田区告示第256号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、既に認可した地縁による団体の告示に係る事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和8年6月2日

墨田区長 山 本 亨

- 1 名称
東駒形四丁目町会
- 2 事務所
墨田区東駒形四丁目18番1号
- 3 代表者の氏名及び住所
氏 名 白倉 謙
住 所 墨田区東駒形四丁目3番5号
- 4 告示した事項のうち変更があった事項及び内容
(1) 代表者の氏名及び住所を次のように改める。
氏 名 白倉 謙
住 所 墨田区東駒形四丁目3番5号